❸ 地方裁判所の通常民事訴訟事件における弁護士の関与状況

事件総数としては 2011 年以降減少しており、2016 年一旦増加に転じたが、2017 年及び 2018 年は再び減少した。2018 年の弁護士の関与状況は全体では 86.8% で、訴えの目的別に見ると、労働、知的財産権に関する訴えにおいて、選任率が高くなっている。

資料2-2-1-6　民事第一審通常訴訟事件の弁護士選任率の推移（地方裁判所）

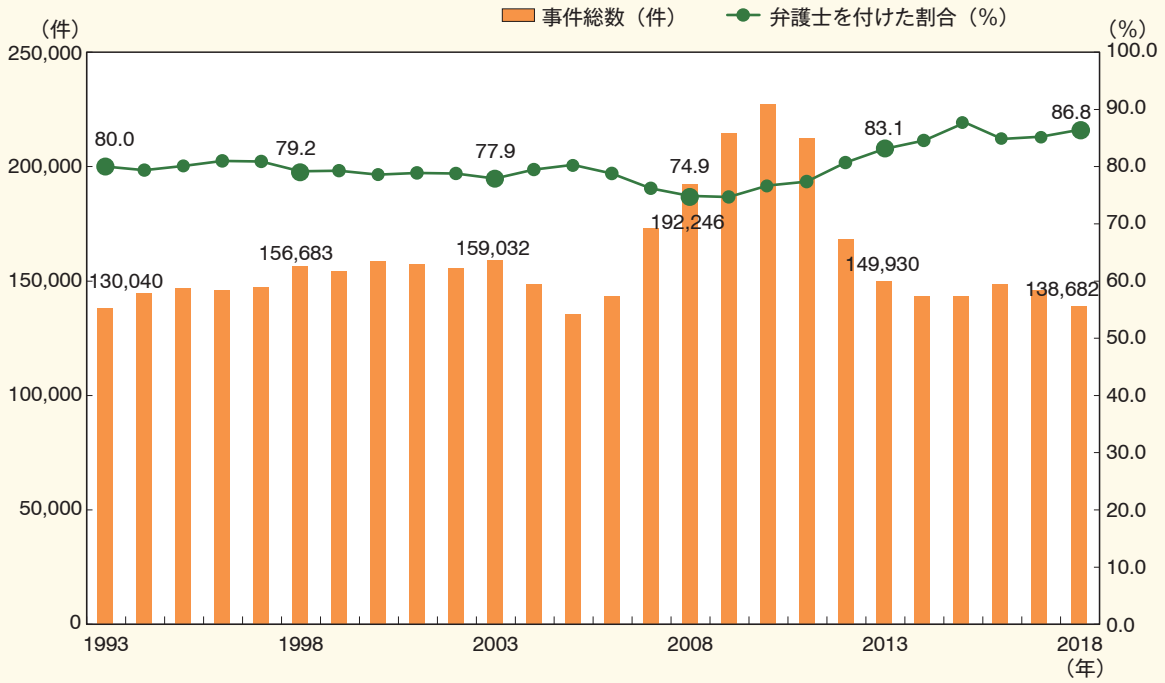

資料2-2-1-7　訴えの目的別弁護士の関与状況（地方裁判所・2018 年）

事件の種類	事件総数（件）	弁護士を付けたもの				
		総数（件）	関与率	双方（件）	一方（件）	
					原告側	被告側
人事を目的とする訴え	1	1	100.0%	―	1	―
金銭を目的とする訴え	97,279	84,487	86.9%	51,141	30,283	3,063
うち建築請負代金等	(1,398)	(1,345)	96.2%	(966)	(343)	(36)
建築瑕疵による損害賠償	(439)	(434)	98.9%	(376)	(35)	(23)
医療行為による損害賠償	(770)	(739)	96.0%	(611)	(70)	(58)
公害による損害賠償	(79)	(69)	87.3%	(48)	(17)	(4)
労働に関する訴え	(2,463)	(2,402)	97.5%	(2,082)	(226)	(94)
知的財産権に関する訴え	(283)	(272)	96.1%	(207)	(44)	(21)
その他	(91,847)	(79,226)	86.3%	(46,851)	(29,548)	(2,827)
建物を目的とする訴え	24,456	20,425	83.5%	2,981	17,298	146
土地を目的とする訴え	7,409	6,755	91.2%	2,918	3,666	171
労働に関する訴え（金銭を目的とする訴えを除く）	872	861	98.7%	786	38	37
知的財産権に関する訴え（金銭を目的とする訴えを除く）	252	247	98.0%	203	34	10
公害に係る差止めの訴え	7	7	100.0%	4	1	2
その他の訴え	8,406	7,561	89.9%	5,016	2,168	377
総　　数	138,682	120,344	86.8%	63,049	53,489	3,806

【注】1．数値は、『司法統計年報（民事・行政編）』「第一審通常訴訟既済事件数－事件の種類及び弁護士選任状況別－全地方裁判所」によるもの。グラフにおける「弁護士を付けた割合」とは、双方、又は一方に弁護士が付いた割合である。
2．2004 年４月１日より、人事訴訟は家庭裁判所に移管された。

以下は、地方裁判所の民事第一審訴訟事件について、「過払金等以外」と「過払金等」に分け、それぞれ弁護士の選任状況をみたものである。過払金等以外の事件は、双方に弁護士を付けた割合が最も高く（資料 2-2-1-8）、他方、過払金等事件は、原告側のみ弁護士を付けた割合が高くなっている。2008 年以降、双方に弁護士を付けた割合よりも当事者本人による割合のほうが上回っていたが、2012 年以降逆転した（資料 2-2-1-9）。

資料2-2-1-8　民事第一審通常訴訟事件のうち過払金等以外の事件における弁護士選任状況（地方裁判所）

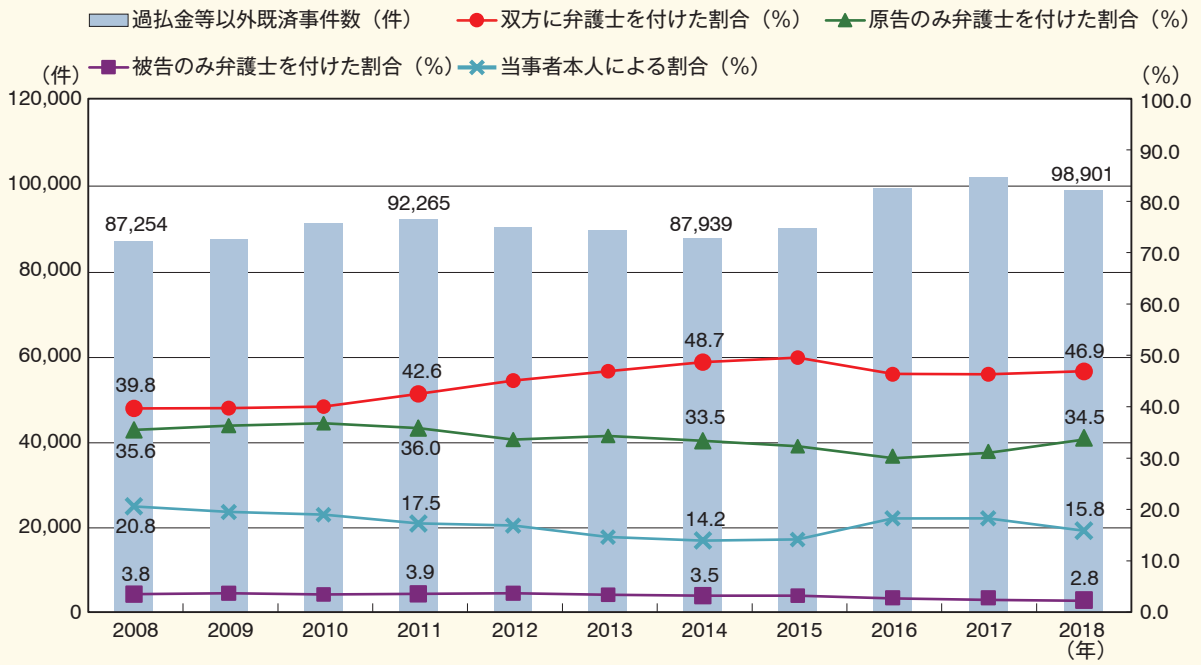

資料2-2-1-9　民事第一審通常訴訟既済事件のうち過払金等事件における弁護士選任状況（地方裁判所）

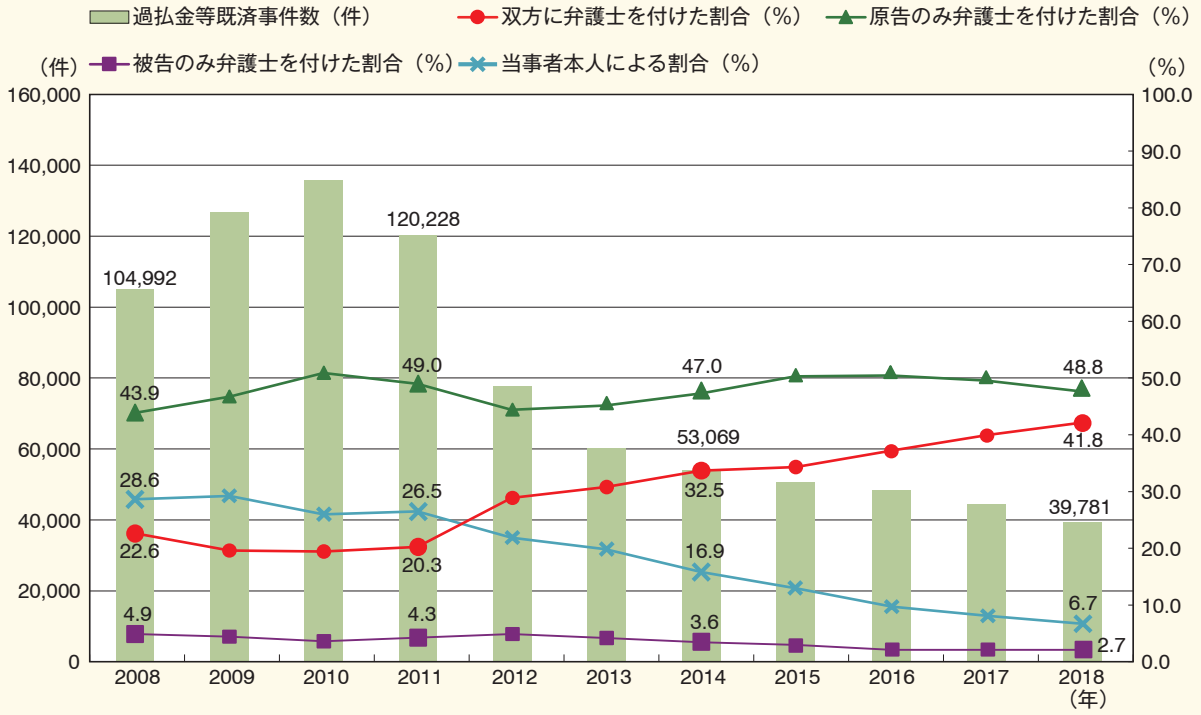

【注】1．最高裁から提供を受けた資料をもとに日弁連が作成したもの。
2．過払金等事件とは、「不当利得返還請求事件」、「過払金返還請求事件」等、不当利得返還請求を内容とする事件名が付されたもの、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等をいう。